

第77回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

平成30年 3月29日（木曜日）午前10時

開催場所

千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
付与のための報酬決定の件

目 次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	32
計算書類	46
監査報告書	55
株主総会参考書類	59

株 主 各 位

証券コード 6592
平成30年3月9日

千葉県松戸市松飛台430番地
マフチモーター株式会社
代表取締役社長 **大越 博雄**

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成30年3月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年3月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1. 第77期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）において掲載させていただきます。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。**

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 平成30年3月29日（木曜日）午前10時

場所 千葉県松戸市松飛台430番地 マブチモーター株式会社 本社大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年3月28日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限 平成30年3月28日（水曜日）午後5時まで

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年3月28日（水曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話**0120-173-027**（受付時間 午前9:00～午後9:00通話料無料）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、全体として底堅く推移しました。米国経済は、雇用環境の改善による堅調な個人消費に支えられ成長が持続しました。欧州経済は、設備投資の拡大を背景に堅調に推移しました。我が国経済は、雇用環境の改善に伴う個人消費の拡大により緩やかな成長が続きました。新興国経済については、中国経済は緩やかな調整局面が続き、全体としては低成長が継続しました。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、全般に堅調な需要が継続しました。民生・業務機器市場は、安定的な需要が続きましたが、一部の用途で市場縮小が継続しました。

このような景況下、当社グループは、「自動車電装機器事業の継続的強化・拡大及び民生・業務機器事業への新たな取り組みの実現」、「ものづくり革新の推進」、「新生産拠点の構築」を課題に掲げ、取り組んでまいりました。

具体的には、①パワーウィンドウ用次世代新製品による新たなお客様からの受注獲得、②中・小型電装用モーター各用途での用途別標準品による受注拡大及び新用途の開拓、③高級家電向けモーターのラインナップ充実による販売拡大、④画像処理技術を用いた検査の自動化による工程省力化の加速推進、⑤ポーランド共和国における新生産拠点の工場建屋建設など、売上とシェアの拡大、新市場の開拓及び高品質・高効率化の更なる進展に向けた諸施策を積極的に導入・実現し、当期そして将来の事業成長につながる成果を上げることができました。

これらの結果、当期連結売上高は1,469億2千5百万円（前期比4.4%増）となりました。その大半を占めるモーター売上高は1,469億1千5百万円（前期比4.4%増）であります。

営業利益につきましては、販売数量の増加、プロダクトミックスの改善、及び前期比で為替レートが円安で推移したことなどの増益要因はあったものの、販売費及び一般管理費の増加やメキシコ工場の量産開始などによるコスト増加といった減益要因により240億6千6百万円（前期比0.7%減）となりました。

経常利益は258億4千1百万円（前期比1.1%減）となり、在外子会社の清算完了に伴って為替換算調整勘定の取崩益を特別利益に計上したことで税金等調整前当期純利益は274億8千5百万円（前期比3.6%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は203億3百万円（前期比1.4%減）となりました。

次に、モーターの用途別市場動向と販売状況についてご説明いたします。

① 自動車電装機器市場

売上高は1,057億9千3百万円（前期比5.7%増）と増加しました。重点強化事業である中型電装用途では、パワーシート、パーキングブレーキ、シートベルトプリテンショナー及びドアクローザー用の販売が増加しました。一方、パワーウィンドウ用は、標準品の販売が増加したものの中国市場での在庫調整により販売が減少しました。小型電装用途では、ドアロック及びミラー用が装備率の上昇などにより増加、エアコンダンパー用は高シェアを維持し増加、ヘッドライト用も搭載車種の拡大及びシェアアップにより増加しました。

② 民生・業務機器市場

売上高は411億2千2百万円（前期比1.4%増）と増加しました。理美容関連及び工具用の販売が堅調に推移し増加した一方で、インクジェットプリンター及びカーCDプレーヤー用における市場縮小が継続しました。

<連結モーター売上高の用途市場別内訳>

用 途 市 場	第77期 (平成29年12月期)	前 期 比 (%)	構 成 比 (%)
	金 額 (百万円)		
自 動 車 電 装 機 器	105,793	5.7	72.0
民 生 ・ 業 務 機 器	41,122	1.4	28.0
合 計	146,915	4.4	100.0

- (注) 1. 当社グループは、小型モーターに関する単一事業分野において事業活動を展開しており、単一事業部門で組織されているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載しておりません。
2. 当社グループは、モーター売上のほかには若干のモーター部品及び生産設備の売上があるため、連結売上高合計とモーター売上高は一致しておりません。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、マブチモーターポーランドエスパーゾー等の土地取得及び建物建設費用に31億8千8百万円、研究開発設備に12億7千7百万円、IT関連費用に2億4千4百万円、その他モーター生産力増強及び更新用設備等に81億3千2百万円、合わせて128億4千4百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、米国経済は、引き続き好調が続くものと見込まれます。欧州経済は、英国経済の先行きに不透明感はあるものの、全体としては成長が持続するものと見込まれます。我が国経済については、継続して緩やかな成長が見込まれます。新興国経済については、中国は伸び率が鈍化するものの成長を持続、インド及びブラジル等に回復傾向が見られ、全体として緩やかな成長が継続するものと予測されます。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、引き続き緩やかな成長を維持し、民生・業務機器市場では、家電機器、工具及び法人向け事務機器の需要が横ばいで推移するものの、個人向け事務機器の需要は縮小すると予想しております。

このような経営環境下、当社グループは、次に述べます課題に取り組んでまいります。

① M&A（企業の合併・買収）による競争力の強化

当社は、阪和興業株式会社と、同社の中国子会社である阪和鋼板加工（江西）有限公司を当社子会社の萬寶至實業有限公司（香港マブチ）に譲渡することに合意し、2018年1月15日、香港マブチと阪和興業株式会社間で持分譲渡契約を締結いたしました。当社は、阪和鋼板加工（江西）有限公司の持分を、香港マブチを通じて100%取得し子会社化いたします。阪和鋼板加工（江西）有限公司は、当社の生産拠点である江西マブチにモーターの主要材料の鋼板コイル材を供給する加工会社であり、基幹部材の安定調達、品質向上及びコスト競争力向上に資するものです。内製部材の競争力の更なる向上につながるシナジーを早期に創出すべく取り組んでまいります。

② パワーウインドウ用モーター事業の成長加速

パワーウインドウ用モーター事業は、日系自動車メーカー向けにおいて、2017年に更なる小型・軽量化を実現する次世代新製品にて受注が確定し、2018年第3四半期より量産を開始する予定です。今後は、円滑な供給を確実に行う体制を整備するとともに、この採用実績を足掛かりとして他の自動車メーカーへの拡販や搭載車種の拡大に向けた活動を推進してまいります。

欧米、中国市場の旺盛な需要を背景に、積極的な拡販活動を展開しているパワーウインドウ用モーター標準品については、引き続き、新規案件を獲得しており、また、将来のビジネスにつながる引合いも順調に進捗しております。今後も市場地位を盤石なものとするべく、拡販活動を強化してまいります。

③ 中・小型電装用モーターの拡販・新用途拡大

パワーシート、パーキングブレーキ及びエンジン周辺機器用等の中型電装用モーターにつきましては、自動車の安全性、快適性及び経済性の追求を背景として、今後も継続的な市場の拡大が期待できる分野です。競争力の高い用途別標準品により新たなお客様への拡販や新用途開拓に取り組み、売上の拡大を図ってまいります。パーキングブレーキ用モーターは、日系、欧州系大手自動車メーカー向けの搭載車種の拡大と装備率の上昇により更なる拡販を目指してまいります。パワーシート及びドア周辺の新用途においては、受注獲得を目指し新製品の提案・開発を進めてまいります。

また、小型電装用モーターでは、グリルシャッター及びシフト・バイ・ワイヤー用等の新用途における拡販活動の積極化に加えて、お客様の製品の高機能化に貢献できる新たなブラシ付モーターやブラシレスモーターの開発にも注力してまいります。

④ 民生・業務機器用分野における新用途開拓

民生・業務機器用分野につきましては、従来の「小型」かつ「ブラシ付」のモーターを主軸とした事業活動に加えて、新用途の開拓に注力し、新たな需要を創造するために、「ブラシレスモーター」の開発と拡販を強化しております。移動体用ブラシレスモーターにつきましては、自動搬送車や医療用ストレッチャー等の移動体向けに用途別標準品を展開し、新規受注の獲得に向け取り組んでまいります。

また、家電機器市場では、コードレス掃除機やドライヤー等において、従来品よりパワーを高めた新製品がラインナップされるなど、製品の高級化が進んでおります。当社は専門メーカーとしての高い技術力を活かし、これらの高級家電に求められるモーター性能を満たす新たな高性能モーターの開発を通じ、お客様のニーズに応えてまいります。さらに、特に中国で急速に市場が拡大している住宅用電子錠向けに小径の標準モーターを展開し、拡販活動をより一層強化してまいります。

⑤ 省人化の推進及び“次世代ものづくり”の確立

3年間で30%超の省人化を目指した第1期（2011年から2013年）及び第2期（2014年から2016年）の省人化計画は、それぞれ計画どおり30%超の省人化を達成し、生産工程の改革が大きく前進いたしました。第3期省人化計画となる2017年から2019年までの3年間についても、2016年比で30%の省人化を実現するという高い目標を引き続き掲げており、3年計画の初年度に当たる2017年度は、計画どおり前期比10%を超える省人化を達成いたしました。今後におきましても、既に一部の生産拠点に導入済の画像処理技術を用いた自動検査機の水平展開などにより、省人化計画を達成すべく取り組んでまいります。

また、ものづくり技術の革新における国際分業体制を一層進展させるべく、グローバル展開に注力してまいります。グループ内の専門家を集めたグローバル立上げチームを組織し、新たな生産拠点や生産ラインの迅速な立上げの実現に向け取り組んでまいります。さらに、各生産拠点のベストプラクティス（最適実施例）を、全生産拠点へ水平展開する活動を強化してまいります。これらの活動により、ものづくりのグループ総合力の向上を図ってまいります。

⑥ グローバル拠点戦略の推進

ものづくりの在り方の変化や、特に中型電装用途におけるお客様の工場に近接した立地でのモーター生産ニーズの高まり等を受け、2014年8月にメキシコ合衆国に米州地域における当社初の生産拠点「メキシコマブチ」を設立しております。近年、欧州市場においてもお客様より当地での生産について強いご要望をいただいております。これに応えるべく、2017年1月にポーランド共和国に、欧州地域における当社初の生産拠点「ポーランドマブチ」を設立いたしました。当生産拠点の立上げは順調に進捗しており、2017年第3四半期に工場建屋の建設に着工し、計画どおり2018年内の竣工に向け取り組んでまいります。あわせて、欧州市場における技術課題へのスピーディーな対応を実現するため、2017年第3四半期にドイツのヨーロッパマブチ内に従来の技術サービス機能に加え設計・開発機能を有する組織を設立し、活動を開始いたしました。今後は、販売・技術・生産の各機能が一体となり、欧州のお客様のニーズに現地で迅速に対応し、顧客満足度の向上と販売拡大に向け取り組んでまいります。

また、近年、自動車電装関連企業が集積しつつあるアセアン地域における販売体制を強化すべく、2018年1月にタイ王国に販売拠点「タイマブチ」を設立いたしました。これによってアセアン内の販売子会社は、シンガポールと今回のタイの2拠点に増強されます。ベトナムにあるダナンマブチ内の営業部門と共に、アセアンのお客様へのアプローチをより幅広く、強力に推進してまいります。さらに、アセアン地域においては、ベトナムマブチの近隣に主に生産設備の開発及び製作を担う分工場を建設いたします。生産設備の製作キャパシティを拡大することにより、グループ全体の省人化を加速させるべく、2018年秋頃に工場建屋の建設着工を予定しております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (平成26年12月期)	第75期 (平成27年12月期)	第76期 (平成28年12月期)	第77期(当期) (平成29年12月期)
売上高 (百万円)	122,544	143,143	140,699	146,925
経常利益 (百万円)	23,929	27,113	26,135	25,841
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,090	18,546	20,598	20,303
1株当たり当期純利益 (円)	258.02	266.98	300.70	299.74
自己資本当期純利益率 (%)	8.2	8.0	8.8	8.6
総資産 (百万円)	256,368	256,196	258,387	269,318
純資産 (百万円)	233,312	233,245	232,917	242,179
自己資本比率 (%)	91.0	91.0	90.1	89.9
1株当たり純資産額 (円)	3,325.99	3,363.01	3,405.14	3,579.98
1株当たり配当金 (円)	214	110	120	120
配当性向 (%)	41.5	41.2	39.9	40.0
純資産配当率 (%)	3.4	3.3	3.5	3.4

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております（当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。）。
2. 売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入し表示しております。
3. 自己資本当期純利益率・自己資本比率・配当性向・純資産配当率は、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
4. 第77期（当期）の1株当たり配当金・配当性向・純資産配当率は、第77回定時株主総会における剰余金の処分に係る議案が承認可決されることを前提としており、予定の数値であります。
5. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
6. 役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第76期及び第77期（当期）の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
7. 当社は、平成27年1月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っていることから、第74期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり情報（「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」）を算定しております。なお、第74期の1株当たり配当金は当該株式分割前の実際の配当額を、第75期、第76期及び第77期（当期）の1株当たり配当金は当該株式分割後の実際の配当額を、それぞれ記載しております。
8. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等の適用により、第76期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。なお、当該表示の変更を反映させるため、第74期及び第75期については、「当期純利益」の科目表示の組替えを行っております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
萬 寶 至 實 業 有 限 公 司	HK\$ 千 491,012	% 100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターアメリカコーポレーション	US\$ 千 4,000	100	小型モーター並びに部品の販売
萬 寶 至 馬 達 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 490,600	100 (31)	小型モーター部品並びに生産設備の製造 及び販売
万 宝 至 馬 達 大 連 有 限 公 司	RMB 千 470,743	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
華 淵 電 機 工 業 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 452,540	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の 製造及び販売
万 宝 至 馬 達 (江 蘇) 有 限 公 司	RMB 千 293,668	100 (43)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	EUR 千 715	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	US\$ 千 511	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 馬 達 瓦 房 店 有 限 公 司	RMB 千 57,937	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の 製造及び販売
万 宝 至 馬 達 (上 海) 有 限 公 司	RMB 千 4,138	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 (東 莞) 有 限 公 司	RMB 千 456,165	100 (100)	小型モーター及び部品並びに生産設備の 製造及び設計開発並びに販売
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 馬 達 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	RMB 千 3,614	100	小型モーター並びに部品の販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
万 宝 至 精 工 （ 東 莞 ） 有 限 公 司	RMB 千 67,999	% 100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売
東 莞 道 ジ ャ オ 万 宝 至 馬 達 有 限 公 司	RMB 千 149,371	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 （ 江 西 ） 有 限 公 司	RMB 千 209,124	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	MXN 千 1,141,331	100 (0)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターポーランドエスパーゾー	PLN 千 75,000	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
2. 当期は、当社からマブチモーターメキシコエスエーデシーバイに対し33億1千9百万円（557,067千MXN）を追加出資しております。
3. 当期において設立いたしましたマブチモーターポーランドエスパーゾーを新たに重要な子会社として記載しております。また、万宝至馬達（鷹潭）有限公司につきましては、当期中に清算が終了したため、記載から除いております。
4. 当社は、平成30年1月11日付で、マブチモータータイランド株式会社を設立いたしました。

(11) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社21社（うち連結子会社20社）で構成されており、自動車電装機器、民生・業務機器等に使用される小型モーターの製造・販売を主な事業としております。

(12) 主要拠点等 (平成29年12月31日現在)

① 当社 (国内拠点)

事業所名	所在地
本社	千葉県松戸市松飛台430番地
技術研究所	千葉県印西市亀腹寺280番地

② 子会社 (海外主要拠点)

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
華淵電機工業股份有限公司	台湾・新竹県
萬寶至馬達股份有限公司	台湾・高雄市
万宝至馬達大連有限公司	中国・遼寧省
万宝至馬達（江蘇）有限公司	中国・江蘇省
万宝至馬達瓦房店有限公司	中国・遼寧省
マブチモーターベトナムリミテッド	ベトナム・ドンナイ省
マブチモーターダナンリミテッド	ベトナム・ダナン市
万宝至馬達（東莞）有限公司	中国・広東省
万宝至精工（東莞）有限公司	中国・広東省
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	中国・広東省
万宝至馬達（江西）有限公司	中国・江西省
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	メキシコ・アグアスカリエンテス州
マブチモーターポーランドエスパーゾー	ポーランド・マウオポルスカ県
(販売拠点)	
萬寶至實業有限公司	中国・香港
マブチモーターアメリカコーポレーション	アメリカ・ミシガン州
マブチモーターヨーロップゲーエムベーハー	ドイツ・フランクフルト市
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール
万宝至馬達（上海）有限公司	中国・上海市
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	韓国・ソウル市
万宝至馬達貿易（深圳）有限公司	中国・広東省

(13) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部 門 の 名 称	従 業 員 数 (名)	前 期 末 比 増 減 (名)
生 産 部 門	22,370 (1,481) [10]	154 (108) [△4]
販 売 部 門	238 (―) [1]	3 (―) [―]
技 術 ・ 開 発 部 門	570 (―) [―]	△16 (―) [―]
管 理 部 門	758 (―) [55]	27 (―) [―]
合 計	23,936 (1,481) [66]	168 (108) [△4]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 子会社のうち1社は委託加工生産を実施しており、委託加工契約先から派遣され、当社グループで就業する人員を () 内数で記載しております。
3. 臨時従業員の年間平均雇用人員を [] 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数 (名)	前期末比増減 (名)	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
806 [65]	25 [―]	43.7	18.7

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社等への出向者 (104名) を含んでおりません。
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員を [] 外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (平成29年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,125,962株 (うち自己株式1,333,776株)
- (3) 株主数 14,876名 (前期末比1,770名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
馬 淵 隆 一	5,000,800 ^株	7.4%
公 益 財 団 法 人 マ ブ チ 国 際 育 英 財 団	3,000,000	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,989,700	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,966,400	4.4
有 限 会 社 プ ル ミ エ	2,068,600	3.1
馬 淵 喬	2,060,600	3.0
馬 淵 保	2,060,414	3.0
株 式 会 社 タ カ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	2,056,000	3.0
テ キ サ ス 株 式 会 社	1,856,000	2.7
B B H F O R M A T T H E W S J A P A N F U N D	1,418,700	2.1

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,333,776株) を控除して計算しており、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
2. 持株比率の計算上、従業員持株ESOP信託が保有する63,800株、役員報酬BIP信託が保有する116,386株を含めて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、平成28年3月30日開催の第75回定時株主総会において、当社の取締役を対象に、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の中期的な業績との連動性が高い報酬制度 (業績連動型株式報酬制度) の導入を決議し、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用しております。

なお、当期末に「役員報酬BIP信託」の信託口が所有する当該株式数は116,386株であります。

② 自己株式の取得

平成29年2月14日開催の取締役会決議により取得した自己株式

- ・取得した株式の種類及び総数 普通株式 801,600株
- ・取得価額の総額 4,999,843,000円
- ・取得した日 平成29年2月16日より平成29年3月24日まで

③ 自己株式の消却

平成29年2月14日開催の取締役会決議により消却した自己株式

- ・消却した株式の種類及び総数 普通株式 801,600株
- ・消却した日 平成29年4月14日

④ 従業員持株ESOP信託

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」制度を導入しております。

当社が「マブチモーター従業員持株会」（以下「当社持株会」）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成25年6月から平成30年6月までの間に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は、保有する当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。

なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は63,800株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

名称	発行 決議日	新株予約権 の数	保有人数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	新株予約権の 行使期間
第1回 新株予約権	平成25年 3月28日	290個	当社取締役3名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 5,800株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	平成25年 5月21日～ 平成45年 5月20日
第2回 新株予約権	平成26年 3月28日	194個	当社取締役3名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 3,880株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	平成26年 4月22日～ 平成46年 4月21日
第3回 新株予約権	平成27年 3月27日	381個	当社取締役5名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 3,810株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	平成27年 4月21日～ 平成47年 4月20日
第4回 新株予約権	平成28年 3月30日	651個	当社取締役6名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 6,510株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	平成28年 4月21日～ 平成48年 4月20日
第5回 新株予約権	平成29年 3月30日	655個	当社取締役6名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 6,550株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	平成29年 4月21日～ 平成49年 4月20日

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
2. 平成27年1月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
3. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものが含まれております。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

名称	発行 決議日	新株予約権 の数	交付された者 の人数	新株予約権の目 的となる株式の 種類および数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される財 産の価額	新株予約権の 行使期間
第5回 新株予約権	平成29年 3月30日	163個	当社執行役員 4名	当社普通株式 1,630株 (新株予約権1個 につき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	平成29年 4月21日～ 平成49年 4月20日

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 越 博 雄	社長執行役員
代 表 取 締 役	糸 川 真 人	常務執行役員 品質・環境統括 品質保証本部長
取 締 役	高 橋 正	常務執行役員 技術統括 製造本部長
取 締 役	片 山 寛 太 郎	常務執行役員 事業統括
取 締 役	伊 豫 田 忠 人	執行役員 管理本部長 内部統制担当
取 締 役	植 西 英 史	執行役員 開発本部長
取 締 役	橋 本 伊 智 郎	
取 締 役	御 手 洗 尚 樹	
常 勤 監 査 役	染 谷 一 幸	
監 査 役	本 橋 信 隆	公認会計士 公認会計士本橋信隆事務所所長 株式会社ナガワ 社外監査役
監 査 役	増 田 亨	弁護士 増田亨法律事務所所長 株式会社住宅債権管理回収機構 取締役
監 査 役	浅 井 隆	弁護士 第一芙蓉法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役橋本伊智郎氏及び御手洗尚樹氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、上記社外取締役2名を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役本橋信隆氏、増田亨氏及び浅井隆氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、上記社外監査役3名を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役染谷一幸氏は、長年にわたり当社の経営管理部門における業務に従事し、さらに当社中国子会社の総経理として経営全般に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
5. 監査役増田亨氏及び浅井隆氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の役員の異動
- 平成29年3月30日開催の第76回定時株主総会において、植西英史氏及び御手洗尚樹氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 - 亀井慎二氏及び仲村巖氏は、平成29年3月30日開催の第76回定時株主総会をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

7. 当社は、戦略的意思決定及び監督機能を取締役に集中し、日常的な業務執行の権限と責任を執行役員に与えることにより、業務執行と監督の双方の機能を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を採用しております。
- なお、取締役を兼任しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
中 村 剛	執行役員 事業副統括
古谷田 東 一	執行役員 事業基盤改革推進本部長
白 井 建太郎	執行役員 購買本部長
片 山 勝 彦	グループ常務執行役員（中国・台湾地域統括）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3)	377百万円 (19)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	43 (25)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、平成29年3月30日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く6名）に付与した新株予約権3千4百万円が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、業績連動型株式報酬制度により、当事業年度において取締役（社外取締役を除く6名）に付与が見込まれるポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額6千万円が含まれております。
3. 取締役の支給額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した1億4千3百万円が含まれております。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人分給与相当額は3千3百万円（支給人員4名）であります。
5. 上記のほか、当事業年度中に退任した取締役に対し下記のとおり退職慰労金を支給しております。
- なお、過年度の事業報告において記載済みの役員退職給与引当金の引当額を除いております。
- 取締役1名 4千8百万円

② 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、グループ経営における取締役、社外取締役及び監査役各々の責任を明確にするとともに、経営の透明性を高め、また業績及び企業価値向上へのインセンティブを高める上で相当であり、かつ優秀な人材を確保・維持できる水準とすることを基本的な方針といたしております。

当社では、平成19年3月29日開催の第66回定時株主総会において、取締役の報酬額（総額限度枠）は、固定枠と変動枠から成るものとし、固定枠（月例報酬）については月額1千5百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、変動枠については、各事業年度の連結純利益（利益連動取締役報酬を含まずに算定したもの）の0.7%以内（ただし、2億円を上限とする）、監査役の報酬額（総額限度枠）は、固定枠（月例報酬）として月額4百万円以内とすることでご承認をいただいております。

各取締役の報酬のうち固定枠部分は、各取締役の職位、職務の内容、他社水準、経営環境の変化等を勘案して決定しております。変動枠部分は、一定の業績評価指数による個人の業績評価に基づいて決定いたします。ただし、社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることから、業績に左右されない固定月例報酬のみといたしております。

各監査役の報酬は、社外取締役と同様、業務執行から独立した立場であることから、同じく固定月例報酬のみとしており、監査役の協議により決定されます。

平成25年3月28日開催の第72回定時株主総会において、取締役の長期インセンティブとして、上記報酬とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬型ストック・オプションを導入し、年額6千万円以内の範囲でこれを割り当てることについてご承認をいただいております。その支給時期及び配分は、上記の基本方針に基づき、取締役会の決議により決定することといたしております。

また、平成28年3月30日開催の第75回定時株主総会において、取締役の中期インセンティブとして、上記報酬とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入することについてご承認をいただいております。当社株式取得のための拠出金額の上限を4億8千万円以内とし、今後受益者要件を充足した取締役に対して、本制度の最終事業年度の末日直後の5月（当初対象期間は平成31年5月）頃に、株式交付ポイントに基づいた当社株式等の交付を行います。その支給配分等は取締役会にて決議決定することといたしております。

なお、退職慰労金制度につきましては、平成20年3月28日開催の第67回定時株主総会終結の時をもってこれを廃止いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

ア. 監査役本橋信隆氏は、株式会社ナガワの社外監査役であります。当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。

イ. 監査役増田亨氏は、株式会社住宅債権管理回収機構の取締役であります。当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取 締 役 橋 本 伊 智 郎	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役 御 手 洗 尚 樹	平成29年3月30日就任後に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役 本 橋 信 隆	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての企業会計監査に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役 増 田 亨	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役 浅 井 隆	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 50百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社は、当会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する内容

当社の会計監査人は、平成27年12月22日付で金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

同監査法人は、平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し及び監査現場の施策を実施しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおりその基本方針を決議しております。

内部統制基本方針

当社グループは、経営ビジョンを確実に履行し、あらゆるステークホルダーの権利と適正な利益の確保に努め、経営理念に基づく社会的使命を果たすことを目的として、次に示すとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「マブチ経営ビジョン」（経営理念、経営基軸、経営指針、海外拠点経営指針、行動指針）及び「マブチ倫理規範」を策定し、これを当社グループ全役員及び従業員に冊子、電子メール、社内報、研修等によって周知し、法令及び企業倫理・社会規範の遵守（以下「コンプライアンス」という。）と国際社会への貢献が、当社グループの企業活動の前提であり、企業風土とすることを徹底する。
- b. 代表取締役は、コンプライアンスに係る活動について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定めるとともに、各子会社にコンプライアンス担当役員を設置し、コンプライアンスの確実な履行に必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- c. 代表取締役は、法令・定款及び社会倫理に反する行為又はこれらの疑いある行為について、使用人その他の従業者が、職制を通じた通常の業務遂行における情報伝達ルートによらず、代表取締役に通報、相談することを可能にする制度及びそのためのルート（倫理規範ホットライン）を設ける。
- d. コンプライアンス活動の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、コンプライアンス体制の継続的改善に努めるものとする。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、当該情報の記録方法、保存期間その他の管理方法等に関する社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役及び監査役並びに内部監査部門は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役は、事業活動に係る損失の危険（以下「リスク」という。）の管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、リスクの適切な管理のために必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 代表取締役は、当社各部門責任者及び子会社の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、日常の事業活動におけるリスクの認識・評価、リスクへの対応、情報の伝達等に関し、組織横断的な活動を可能にするとともに、リスクの顕在化に備え、当社グループ全体の事業活動を視野に入れた緊急時の連絡・対応体制を整備する。
- c. リスク管理の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、リスク管理体制の継続的改善に努めるものとする。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令に定める重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行に関する監督を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則を制定し、その適切な運用に努める。
- b. 取締役会の機能を補完し、より機動的、効率的、効果的な業務執行の決定と監督を可能にすることを目的として、主として業務執行役員で構成する役員会議を設置する。
- c. 取締役会及び代表取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次に示す経営管理システムを構築するとともに、その適切な運用に必要な環境を整備するものとする。

-
- ア. 取締役会は、定期的に当社グループ全体に係る目標、戦略、予算等の中期・短期経営計画を策定し、代表取締役ほか各業務執行役員を通じて、これに基づく業務執行計画を各業務部門に策定、実施させるとともに、その進捗状況、見通しその他の重要な情報について、定期、不定期に報告を求め、経営計画のレビューを実施することで、適時・適切な計画の修正を実施する。
 - イ. 代表取締役は、上記経営管理システムの効果的かつ効率的な運用を可能にするため、業務分掌及び職務・決裁権限を明確にするとともに、社内における情報の共有、伝達、その他の業務の効率化を図るための情報システムの整備に努める。
 - ウ. 各ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化を図り、当社グループに対する理解を促進することにより、ステークホルダーとの適切かつ良好な関係を維持するため、会社情報の管理、開示等について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、重要な会社情報の管理及びその適時・適切な開示のために必要なルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

v 当社及び子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会及び代表取締役は、経営ビジョンの構成要素として海外拠点経営指針を定め、これを特に海外子会社における業務の適正を確保するための基本的な考え方として、その浸透を図る。
- b. 代表取締役は、子会社の業務執行に関し、生産、販売各子会社責任者会議及び主要部門別グループ責任者会議を設置し、定期的にこれを開催して当社グループ全体の経営計画等の浸透を図るほか、その他のコミュニケーション手段を講じて業務上の情報共有、指示等の伝達を確実かつ効率的に行うものとする。
- c. 取締役会及び代表取締役は、当社の経営管理システムを当社グループ全体に展開するとともに、子会社の業務執行の決定に関する権限等を明確にすることにより、当社グループ経営計画達成に係る業務の効率化と確度の向上を図る。
- d. 代表取締役は、子会社の業務遂行の過程において生じた重要情報の当社に対する報告義務その他子会社管理のために必要なルール、手順を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

- e. 代表取締役は、主要な子会社に内部監査組織を設置させ、定期的な内部監査の実施と当社内部監査部門への結果報告を義務付けるものとする。
 - f. 当社内部監査部門及び監査役は、計画的に子会社の内部統制に関する実地監査を実施し、その結果を当社取締役会及び監査役会に報告するものとする。当社取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、グループ全体の内部統制システムの継続的改善に努めるものとする。
- vi 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じるものとする。この場合、当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。また、その当該使用人の異動、人事評価、懲戒については、監査役の同意を得るものとする。
 - b. 上記の求めが定常的な必要性に基づくものでないときは、監査役は、内部監査部門及びあらかじめ協議の上特定した部門の使用人に対し、必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼することができるものとする。この場合、当該使用人は、依頼された職務の遂行に関して、監査役の指揮命令に従い、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとし、かつ当該職務遂行の内容については、当該部門における人事評価の対象から除外するものとする。
- vii 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制**
- a. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役会が定める監査役会規則その他の監査業務に係る規程・基準等に従い、その業務の執行に関する情報を監査役に適宜報告するほか、当該規程等にかかわらず、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、内部監査の結果、その他当社及び子会社の業務遂行の過程において生じた重要な事実について、適宜監査役に報告するものとする。
 - b. 監査役は、取締役会、役員会議その他の重要な会議に出席できるものとし、代表取締役は、監査役の求めに応じて、会議の開催通知ほか必要な情報を監査役に提供するものとする。また監査役は、必要と認める重要な文書をいつでも閲覧することができるものとする。取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に係る報告や書類等の提出を求められた場合、これを拒むことができないものとする。

-
- c. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、その業務の執行に関し、法令・定款違反又はその疑いのある事実を発見した場合、監査役に対し適宜その内容を報告することができるものとし、代表取締役は、これらを周知するために必要な措置を講じるものとする。また当社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利益な取扱いを行わない。

viii 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ix その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査役の監査計画の策定及び監査の実施に関し、内部監査部門との連携を図ることについて配慮するほか、監査が円滑に実施されるよう、監査役の要請に対して最大限これに協力し、必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役会は、監査役選任議案の決定に際し、各候補者が監査職務に必要なかつ十分な専門知識を有していること及び社外監査役の候補者について十分に独立性が確保されていることを前提とした上、その選出にあたり、監査役の意見を重視し同意を得るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制の体制整備に努め、リスクマネジメント活動、コンプライアンス活動、監査役監査や内部統制監査活動等において発見された内部統制の不備が取締役及び監査役に定期・不定期的に報告され、その適時かつ適正な是正が行われており、継続的にその機能及び効果を高めていく仕組みを構築しております。また、稟議制度や職務権限・業務分掌その他の社内規程を整備し、その適切な運用を図ることにより、業務執行の適切性を確保する一助としております。

② リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメント委員会が主体となり、当社グループの事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて迅速な情報収集、対応を図るとともに、関係部門に対する支援、社内注意喚起や啓蒙教育を行うなど、組織横断的な取り組みを実施しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

「マブチ倫理規範」を策定し、当社グループ全役員及び従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育を通じて、法令及び企業倫理・社会規範の遵守を徹底しております。また、職制ルートによらず通報、相談できる「倫理規範ホットライン」を整備・運用し、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

④ グループ会社の管理体制

当社の海外グループ会社において、当該拠点国の法令等に基づく機関等及びこれを補完する内部組織によって内部統制を実施するとともに、グループ経営ビジョンを通じてグローバルに企業文化や価値観を共有し、海外拠点経営者会議や各種グループ部門長会議の開催、当社経営監査室によるグループ会社の業務監査の実施等によって、グループ全体の内部統制機能の向上に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、次のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」を決議しております。

i 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、ブラシ付小型直流モーターのパイオニアとして、「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、独自の製品・技術の開発とグローバル市場での製品供給に努め、適正な利潤の創出と長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。高い志に基づく経営理念、技術、そして企業文化を共有し、業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な利益還元を可能にしていまいりました。

当社のこれまでの企業経営のあり方や一般に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社にとりまして、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、以下の経営方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であるべきと考えます。

a. 企業を社会的存在と認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努める。

-
- b. 経営資源の確保とその有効活用により、適正利潤を継続的に創出し、ステークホルダーに対して適切な還元を行う。
 - c. 人を最も重要な経営資源と位置付け、働く人々の主体的動機づけを充足させ、組織活力を喚起する。

ii 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、当社として、以下のような必要かつ適切な対応策を講じます。

- a. 社外の専門家を含め、社内チームを構成し、当該取得者の提案内容を、上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。
- b. 当該大量取得が、不適切な者によると判断される場合には、次の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。
 - ア. 当該措置が基本方針に沿うものであること。
 - イ. 当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - ウ. 当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(269,318)	(負 債 の 部)	(27,138)
流 動 資 産	187,012	流 動 負 債	20,798
現金 及 び 預 金	117,963	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,856
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	27,079	短 期 借 入 金	56
有 価 証 券	2,948	未 払 法 人 税 等	2,854
商 品 及 び 製 品	22,177	賞 与 引 当 金	259
仕 掛 品	1,608	役 員 賞 与 引 当 金	143
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,221	繰 延 税 金 負 債	80
繰 延 税 金 資 産	1,706	そ の 他	9,547
そ の 他	4,456	固 定 負 債	6,340
貸 倒 引 当 金	△148	株 式 等 給 付 引 当 金	130
固 定 資 産	82,305	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,532
有 形 固 定 資 産	68,310	資 産 除 去 債 務	16
建 物 及 び 構 築 物	18,821	繰 延 税 金 負 債	3,353
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	27,793	そ の 他	306
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,404	(純 資 産 の 部)	(242,179)
土 地	6,661	株 主 資 本	234,351
建 設 仮 勘 定	10,628	資 本 金	20,704
無 形 固 定 資 産	1,024	資 本 剰 余 金	20,419
投 資 其 他 の 資 産	12,970	利 益 剰 余 金	200,713
投 資 有 価 証 券	11,411	自 己 株 式	△7,486
繰 延 税 金 資 産	424	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,698
そ の 他	1,235	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,546
貸 倒 引 当 金	△101	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△87
資 産 合 計	269,318	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,443
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,203
		新 株 予 約 権	130
		負 債 純 資 産 合 計	269,318

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		146,925
売 上 原 価			99,619
売 上 総 利 益			47,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			23,239
営 業 利 益			24,066
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	382		
受 取 配 当 金	206		
為 替 差 益	280		
ス ク ラ ッ プ 材 料 売 却 収 入	1,080		
そ の 他	379		2,328
営 業 外 費 用			
株 式 関 係 費	62		
控 除 対 象 外 消 費 税 等	84		
環 境 対 策 費 用	50		
そ の 他	357		553
経 常 利 益			25,841
特 別 利 益			
固 定 資 産 処 分 益	724		
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	1,259		1,984
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損	279		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	36		
そ の 他	23		339
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			27,485
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,132		
法 人 税 等 調 整 額	50		7,182
当 期 純 利 益			20,303
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			20,303

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,704	20,579	193,141	△6,633	227,792
連結会計年度中の増減額					
剰余金の配当(注)1	—	—	△5,212	—	△5,212
剰余金の配当 (中間配当額)	—	—	△3,660	—	△3,660
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	20,303	—	20,303
自己株式の取得	—	—	—	△5,001	△5,001
自己株式の処分	—	△8	—	138	130
自己株式の消却	—	△151	△3,858	4,009	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の増減額合計	—	△159	7,571	△852	6,558
当 期 末 残 高	20,704	20,419	200,713	△7,486	234,351

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,708	△472	4,222	△1,443	5,014	110	232,917
連結会計年度中の増減額							
剰余金の配当(注)1	—	—	—	—	—	—	△5,212
剰余金の配当 (中間配当額)	—	—	—	—	—	—	△3,660
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	20,303
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△5,001
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	130
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	1,838	384	220	239	2,683	19	2,703
連結会計年度中の増減額合計	1,838	384	220	239	2,683	19	9,262
当 期 末 残 高	4,546	△87	4,443	△1,203	7,698	130	242,179

(注) 1. 平成29年3月30日開催の第76回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 20社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 萬寶至實業有限公司
マブチモーターアメリカコーポレーション
萬寶至馬達股份有限公司
万宝至馬達大連有限公司
華淵電機工業股份有限公司
万宝至馬達（江蘇）有限公司
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド
万宝至馬達瓦房店有限公司
マブチモーターベトナムリミテッド
万宝至馬達（上海）有限公司
マブチモーターダナンリミテッド
万宝至馬達（東莞）有限公司
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド
万宝至馬達貿易（深圳）有限公司
万宝至精工（東莞）有限公司
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司
万宝至馬達（江西）有限公司
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ
マブチモーターポーランドエスパーゾー
上記のうち、マブチモーターポーランドエスパーゾーにつきましては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。
また、万宝至馬達（鷹潭）有限公司につきましては、清算が終了したため、連結の範囲から除いております。 |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|----------------|---|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | 株式会社マブチ興産 |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は当該会社間取引に係る消去計算を行う前でいずれも僅少であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当ありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ① 主要な会社等の名称 | 株式会社マブチ興産 |
| ② 持分法を適用しない理由 | 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。 |

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

ただし、現物商品に係るデリバティブ取引のうち、当初から現物を受け渡すことが明らかなものは、金融商品会計基準の対象外であるため、時価評価を行っておりません。

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

a. 当社

ア. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

イ. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

b. 連結子会社

主として定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

a. 当社

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

b. 連結子会社

定額法

③ リース資産

a. 当社

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

b. 連結子会社

同上。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、連結会社相互間の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、役員に支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 株式等給付引当金

取締役等に対し信託を通じて自社の株式等を交付する業績連動型株式報酬制度により、当連結会計年度末において対象者に付与されているポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職金規程に基づく期末要支給額を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建金銭債権及び予定取引の為替相場変動によるリスクを回避することを目的として、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

③ ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ有効性の判定を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

該当事項はありません。

〔追加情報〕

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	67,898百万円
2. 従業員持株ESOP信託に係る借入金残高	
短期借入金	56百万円
3. 偶発債務	
貴金属先物買付契約残高	13,403百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

該当事項はありません。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
普 通 株 式	69,927	—	801	69,125

(注) 発行済株式の株式数の減少は、自己株式の消却801千株によるものです。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
普 通 株 式	1,558	801	846	1,513

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、自己株式の取得801千株及び単元未満株式の買取り 0 千株によるものです。

2. 自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却801千株、従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却34千株、ストック・オプション行使による減少 6 千株、役員報酬BIP信託保有の当社株式の交付 1 千株及び売却 1 千株によるものです。

3. 自己株式の株式数には、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式63千株及び役員報酬BIP信託が所有する当社株式116千株を含めて表示しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 平成29年3月30日開催の第76回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	5,212,664,592円
・1株当たり配当額	76円00銭
・基準日	平成28年12月31日
・効力発生日	平成29年3月31日

(注) 配当金の総額は、従業員持株ESOP信託及び役員報酬BIP信託の導入において設定した信託が保有する当社株式98,700株及び119,600株に対する配当金16百万円を含めて記載しております。

② 平成29年8月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,660,786,036円
・1株当たり配当額	54円00銭
・基準日	平成29年6月30日
・効力発生日	平成29年9月15日

(注) 配当金の総額は、従業員持株ESOP信託及び役員報酬BIP信託の導入において設定した信託が保有する当社株式86,500株及び116,386株に対する配当金10百万円を含めて記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年3月29日開催の第77回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	4,474,284,276円
・1株当たり配当額	66円00銭
・基準日	平成29年12月31日
・効力発生日	平成30年3月30日

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額は、従業員持株ESOP信託及び役員報酬BIP信託の導入において設定した信託が保有する当社株式63,800株及び116,386株に対する配当金11百万円を含めて記載しております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式数

普通株式 30,110株

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な研究開発並びに設備投資用資金を内部留保で賄い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は短期の預金等及び安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部の外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に一時的な余資の運用を目的とした有価証券及び取引上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。またその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「4.会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信限度運営管理要領に従い、営業本部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても当社に準じて同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建て債権債務に係る通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお為替相場の状況により、確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債権債務及び予定取引に対する為替予約を行っております。為替予約取引につきましては、当社取締役会の決裁に基づき実行しており、主に管理本部において適時にモニタリングを実施しております。

有価証券及び投資有価証券については、当社管理本部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、株式については発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しており、また債券については有価証券の運用基準に従い定期的に発行体の格付や財務状況等を把握し、保有状況や時価について適時に取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定額に維持することなどにより流動性リスクを管理しております。連結子会社については、各社の経理担当部署において資金繰計画を作成するとともに、当社管理本部においても各社の手元流動性を把握し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2.参照）

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	117,963	117,963	－
(2) 受取手形及び売掛金	27,079	27,079	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	14,248	14,248	－
資産計	159,290	159,290	－
支払手形及び買掛金	7,856	7,856	－
負債計	7,856	7,856	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	112百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内
現金及び預金	117,963
受取手形及び売掛金	27,079
有価証券及び投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	
社債	3,000
合計	148,042

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 3,579円98銭

2. 1株当たり当期純利益 299円74銭

(注) 1株当たり情報の算定において、従業員持株ESOP信託及び役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。当連結会計年度において信託が所有する期末自己株式数は63,800株及び116,386株、期中平均株式数は84,621株及び117,442株であります。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(自己株式の取得及び消却)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却の目的

自己株式の取得及び消却を行うことにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施と株主還元及び資本効率の向上を図ることを目的としております。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得しうる株式の総数

800,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.18%)

(3) 株式の取得価額の総額

30億円(上限)

(4) 取得期間

平成30年2月16日から平成30年3月23日まで

(5) 取得方法

投資一任方式による市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の数

上記2.により取得した自己株式の全数

(3) 消却予定日

平成30年4月16日

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

〈ご参考〉

連結包括利益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	20,303
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,838
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	384
為 替 換 算 調 整 勘 定	220
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	239
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	2,683
包 括 利 益	22,986
(内 訳)	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	22,986
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結キャッシュ・フロー計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで) (単位: 百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	27,485
減価償却費	7,383
退職給付に係る負債の増加額	104
受取利息及び受取配当金	△588
為替差損	136
有価証券及び投資有価証券売却損	36
有形固定資産処分益	△445
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	△1,259
売上債権の減少額	2,168
たな卸資産の増加額	△5,255
仕入債務の増加額	126
その他の	△1,005
小計	28,887
利息及び配当金の受取額	587
法人税等の支払額	△6,889
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,585
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	168
有価証券の取得による支出	△1,000
有価証券の売却による収入	500
固定資産の取得による支出	△14,815
固定資産の売却による収入	802
投資有価証券の取得による支出	△504
投資有価証券の売却による収入	1,093
その他の	△271
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,027
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△56
配当金の支払額	△8,872
自己株式の取得による支出	△5,004
自己株式の売却による収入	88
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,844
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△78
V. 現金及び現金同等物の減少額	△5,365
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	122,302
VII. 新規連結に伴う現金同等物の期首残高	2,019
VIII. 現金及び現金同等物の期末残高	118,956

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(171,268)	(負 債 の 部)	(14,886)
流 動 資 産	95,902	流 動 負 債	12,530
現 金 及 び 預 金	59,018	買 掛 金	7,514
受 取 手 形	255	短 期 借 入 金	56
売 掛 金	29,213	未 払 金	1,404
有 価 証 券	2,948	未 払 費 用	574
商 品 及 び 製 品	1,836	未 払 法 人 税 等	1,794
仕 掛 品	159	賞 与 引 当 金	259
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,038	役 員 賞 与 引 当 金	143
繰 延 税 金 資 産	401	そ の 他	784
そ の 他	1,030	固 定 負 債	2,355
固 定 資 産	75,365	株 式 等 給 付 引 当 金	130
有 形 固 定 資 産	16,603	退 職 給 付 引 当 金	637
建 物	7,799	資 産 除 去 債 務	16
構 築 物	719	繰 延 税 金 負 債	1,439
機 械 及 び 装 置	568	そ の 他	131
車 両 運 搬 具	6	(純 資 産 の 部)	(156,382)
工 具、器 具 及 び 備 品	483	株 主 資 本	151,792
土 地	5,991	資 本 金	20,704
建 設 仮 勘 定	1,033	資 本 剰 余 金	20,419
無 形 固 定 資 産	494	資 本 準 備 金	20,419
ソ フ ト ウ ェ ア	488	利 益 剰 余 金	118,154
そ の 他	5	利 益 準 備 金	3,819
投 資 そ の 他 の 資 産	58,268	そ の 他 利 益 剰 余 金	114,335
投 資 有 価 証 券	11,332	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	129
関 係 会 社 株 式	13,567	別 途 積 立 金	170,119
関 係 会 社 出 資 金	27,729	繰 越 利 益 剰 余 金	△55,913
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,600	自 己 株 式	△7,486
そ の 他	73	評 価・換 算 差 額 等	4,458
貸 倒 引 当 金	△35	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,546
資 産 合 計	171,268	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△87
		新 株 予 約 権	130
		負 債 純 資 産 合 計	171,268

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			102,738
売 上 原 価			76,153
売 上 総 利 益			26,585
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			16,533
営 業 利 益			10,052
営 業 外 収 益			7,716
受 取 利 息 及 び 割 引 料	107		
有 価 証 券 利 息	5		
受 取 配 当 金	6,299		
為 替 差 益	1,102		
そ の 他	200		
営 業 外 費 用			
株 式 関 係 費	62		
環 境 対 策 費 用	50		
そ の 他	29		
経 常 利 益			17,627
特 別 利 益			84
固 定 資 産 処 分 益	0		
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損	46		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	36		
そ の 他	1		
税 引 前 当 期 純 利 益			17,543
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,080		3,020
法 人 税 等 調 整 額	△59		
当 期 純 利 益			14,522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	20,704	20,419	159	20,579	3,819	133	170,119	△57,708	116,364
事 業 年 度 中 の 増 減 額									
剰 余 金 の 配 当 (注) 1	—	—	—	—	—	—	—	△5,212	△5,212
剰 余 金 の 配 当 (中 間 配 当 額)	—	—	—	—	—	—	—	△3,660	△3,660
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	14,522	14,522
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△8	△8	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 消 却	—	—	△151	△151	—	—	—	△3,858	△3,858
固定資産圧縮積立金取崩額	—	—	—	—	—	△4	—	4	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の増減額合計	—	—	△159	△159	—	△4	—	1,795	1,790
当 期 末 残 高	20,704	20,419	—	20,419	3,819	129	170,119	△55,913	118,154

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△6,633	151,014	2,708	△472	2,236	110	153,361
事業年度中の増減額							
剰余金の配当(注)1	—	△5,212	—	—	—	—	△5,212
剰余金の配当 (中間配当額)	—	△3,660	—	—	—	—	△3,660
当期純利益	—	14,522	—	—	—	—	14,522
自己株式の取得	△5,001	△5,001	—	—	—	—	△5,001
自己株式の処分	138	130	—	—	—	—	130
自己株式の消却	4,009	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	—	—	1,838	384	2,222	19	2,242
事業年度中の増減額合計	△852	777	1,838	384	2,222	19	3,020
当 期 末 残 高	△7,486	151,792	4,546	△87	4,458	130	156,382

(注) 1. 平成29年3月30日開催の第76回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券で時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ③ その他有価証券で時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ④ 関係会社株式……………同上

(2) デリバティブ

時価法

ただし、現物商品に係るデリバティブ取引のうち、当初から現物を受け渡すことが明らかなものは、金融商品会計基準の対象外であるため、時価評価を行っておりません。

(3) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

- ② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物、構築物 3～50年

機械及び装置、車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 2～15年

また、取得価額10万円以上20万円未満の有形固定資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 株式等給付引当金

取締役等に対し信託を通じて自社の株式等を交付する業績連動型株式報酬制度により、当事業年度末において対象者に付与されているポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建金銭債権及び予定取引の為替相場変動によるリスクを回避することを目的として、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

(3) ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

当社の社内管理規程に基づき、ヘッジ有効性の判定を行っております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式を採用しております。

(3) 仕入計上基準

海外関係会社からの仕入計上基準は出荷日付基準で行っております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

該当事項はありません。

〔追加情報〕

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	28,220百万円
長期金銭債権	5,600百万円
短期金銭債務	7,294百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

23,374百万円

3. 従業員持株ESOP信託に係る借入金残高

短期借入金	56百万円
-------	-------

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

売上高	90,313百万円
仕入高	75,521百万円
営業取引以外の取引高	9,059百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末株式数 (千株)
普 通 株 式	1,558	801	846	1,513

(注) 1. 自己株式の株式数の増加は、自己株式の取得801千株、単元未満株式の買取り 0 千株によるものです。

2. 自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却801千株、従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却34千株、ストック・オプション行使による減少 6 千株、役員報酬BIP信託保有の当社株式の交付 1 千株及び売却 1 千株によるものです。

3. 自己株式の株式数には、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式63千株及び役員報酬BIP信託が所有する当社株式116千株を含めて表示しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社等

属性	会社等の 名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	万宝至馬達 (東莞)有限 公司	RMB 千 456,165	小型モーター及び 部品並びに生産設 備の製造及び設計 開発並びに販売	100 (100)	兼任 4名	製品の 購入	製品の 仕入等	14,439	買掛金	1,251
子会社	万宝至馬達 (江蘇)有限 公司	RMB 千 293,668	小型モーター並び に部品の製造及び 販売	100 (43)	兼任 3名	製品の 購入	製品の 仕入等	10,144	買掛金	848
子会社	マブチモ ーターベトナ ムリミテッ ド	VND 百万 439,737	小型モーター及び 部品の製造及び販 売	100	兼任 4名	製品の 購入	製品の 仕入等	18,129	買掛金	1,611
子会社	マブチモ ーターダナン リミテッド	VND 百万 1,679,702	小型モーター並び に部品の製造及び 販売	100	兼任 4名	製品の 購入	製品の 仕入等	10,382	買掛金	851
子会社	東莞道ジャ オ万宝至馬 達有限公司	RMB 千 149,371	小型モーター並び に部品の製造及び 販売	100 (100)	兼任 3名	製品の 購入	製品の 仕入等	11,461	買掛金	984
子会社	マブチモ ーターメキシ コエスエ デシープイ	MXN 千 1,141,331	小型モーター並び に部品の製造及び 販売	100 (0)	兼任 4名	製品の 購入	増資 資金の援助 (注) 4 利息の受取	3,319 2,823 77	－ 長期貸付金 短期貸付金 未収利息	－ 5,600 － 26
子会社	萬寶至實業 有限公司	HK\$ 千 491,012	小型モーター並び に部品の販売	100	兼任 3名	製品の 販売	当社製品 の販売等	10,649	売掛金	1,665
子会社	マブチモ ーターアメリ カコーポレ ーション	US\$ 千 4,000	小型モーター並び に部品の販売	100	兼任 2名	製品の 販売	当社製品 の販売等	16,176	売掛金	4,573
子会社	マブチモ ーターシンガ ポールプ ライベート リミテッド	US\$ 千 511	小型モーター並び に部品の販売	100	兼任 2名	製品の 販売	当社製品 の販売等	13,235	売掛金	3,137
子会社	マブチモ ーターヨーロ ッパゲー ムベーパー	EUR 千 715	小型モーター並び に部品の販売	100	兼任 2名	製品の 販売	当社製品 の販売等	31,158	売掛金	11,999

属性	会社等の 名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	万宝至馬達 (上海)有限 公司	RMB 千 4,138	小型モーター並び に部品の販売	100	兼任 2名	製品の 販売	当社製品の 販売等	7,172	売掛金	1,921
子会社	マブチモータ ーコアカン パニーリミテ ッド	KRW 千 300,000	小型モーター並び に部品の販売	100	兼任 3名	製品の 販売	当社製品の 販売等	6,830	売掛金	2,298

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
2. 取引の内容のうち当社製品の販売等には、子会社等からの技術援助料及び当社からの役務提供に対する受取手数料の受取が含まれております。なお、技術援助料については一般取引条件を、受取手数料については当社において発生した役務提供費用の役務負担割合を勘案して決定しております。
3. 議決権等の所有（被所有）割合欄の（内書）は、間接所有割合であります。
4. マブチモーターメキシコエスエーデシープイに対する資金の貸付については、市場金利を基に一定の上乗せ金利を加算して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金繰入超過額	79百万円
未払事業税等	144百万円
減価償却費繰入超過額	107百万円
退職給付引当金	194百万円
投資有価証券評価損否認	247百万円
ゴルフ会員権評価損否認	71百万円
関係会社出資金評価損	962百万円
その他有価証券評価差額金	15百万円
繰延ヘッジ損益	38百万円
その他	205百万円

繰延税金資産小計	2,067百万円
評価性引当額	△1,339百万円
繰延税金資産合計	728百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△56百万円
その他有価証券評価差額金	△1,688百万円
その他	△21百万円

繰延税金負債合計	△1,766百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,037百万円

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1 株当たり純資産額 2,311円01銭

2. 1 株当たり当期純利益 214円40銭

(注) 1 株当たり情報の算定において、従業員持株ESOP信託及び役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数は63,800株及び116,386株、期中平均株式数は84,621株及び117,442株であります。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(自己株式の取得及び消却)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。なお、1. 自己株式の取得及び消却の目的、2. 取得に係る事項の内容、3. 消却に係る事項の内容については、前述の連結注記表の〔重要な後発事象に関する注記〕をご参照下さい。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎司 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マブチモーター株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マブチモーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 田 智 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田 慎 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マブチモーター株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月22日

マブチモーター株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	染 谷 一 幸	印
社 外 監 査 役	本 橋 信 隆	印
社 外 監 査 役	増 田 亨	印
社 外 監 査 役	浅 井 隆	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本的な方針といたしております。この方針の下、株主配当金につきましては、原則的な算定基準としまして、長期安定的な配当である普通配当として1株につき年30円を継続的に実施し、これに事業成果としての連結純利益の30%（1株当たりへに換算）を特別配当として加算することにしております。

当期の年間配当金につきましては、上記の算定基準に基づいて算定した結果、1株当たり120円（普通配当30円、特別配当90円）とさせていただき、すでに平成29年9月に1株当たり54円（普通配当15円、特別配当39円）の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の期末配当金は、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金66円

(うち 普通配当15円、特別配当51円)

総額 4,474,284,276円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化・深化及び将来の成長分野への投資に充当いたしたいと存じます。

第2号議案

取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等は、基本報酬、賞与、ストック・オプション及び業績連動型株式報酬から構成されておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従前の取締役報酬等とは別枠で、当社の取締役に對し、上記ストック・オプションに代えて新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、ストック・オプションに係る報酬総額と同額の年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたしますが、配分方式はストック・オプションと同じ条件であることを申し添えます。

なお、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に對するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数はストック・オプションの目的となる株式数と同数の年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

1. 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

-
2. 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
 3. 上記1. の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記2. に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記2. に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
 4. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記3. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 5. 上記1. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当社の取締役会にて定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
 6. 上記5. に規定する場合においては、当社は、上記5. の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 7. 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

当社は、当社の日本国居住の執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の日本国非居住の執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同等又はこれに準じる条件の株価連動型金銭報酬をそれぞれ付与する予定であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

15 sets of horizontal dashed lines for practice.

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室
電話047 (710) 1111



交通のご案内

- 北総線（京浜急行線、都営浅草線、京成線直通）ご利用の場合

「松飛台駅」下車徒歩約7分。

- 常磐線・千代田線ご利用の場合

松戸駅乗り換え、新京成線「五香駅」（松戸駅より6つ目）下車、駅西口前から新京成バス「松飛台駅」行き又は「紙敷車庫」行きにて「松飛台駅入口」停留所下車、徒歩約3分。

【ご注意】

◎駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

マブチモーター株式会社

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。